

【学長の任期、再任の可否等について】

○学長の任期

4年

○再任の可否

可（任期：2年）

○再任を可とした場合の上限の有無

有（通算して6年を超えることはできない）

○上記を設定した理由

国立大学法人法第15条第1項において「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。」とされており、本法人においては、国立大学法人山口大学長選考規則において、「学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の任期は2年とし、通算して6年を超えることはできない」と規定している。

学長の任期については、3年以下では学長が適切にリーダーシップを発揮し施策を計画・実行するには短すぎるとの判断から、4年が妥当とした。また、再任の任期2年及び通算して6年を超えることができないことについては、中期目標・計画期間が6年であること及び任期の長期化による組織の硬直化を抑止することを考慮し決定している。また、再任の可否については学長選考・監察会議が審査のうえ決定することとしている。

【参考】

国立大学法人山口大学長選考規則（平成16年規則第267号）抜粋

（学長の任期）

第10条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任の任期は2年とし、通算して6年を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任を申し出たとき、又は欠員になったときの後任者の任期は、その就任の日から起算して3年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。この場合において、当該後任者の任期の満了は前項本文中に規定する4年の任期の満了とみなし、再任の任期は、前項ただし書きを適用する。

（再任の審査）

第11条 前条第1項の規定により再任することができる学長について、当該学長に再任の意思があり、かつ、当該学長の業績が特に優れていると選考・監察会議が認めるときは、選考・監察会議は第5条から第9条までの規程にかかわらず、再任の審査を行うものとする。

2 前項の再任の審査は、当該学長に対して所信表明を行わせた上で、面接を行い、これら

の結果に基づき、当該学長の再任の可否を決定する。

- 3 前項の再任の決定に関する議事は、第 9 条第 2 項から第 4 項の規定を適用するものとする。